

十日町市「熱中症対策に資する現場管理費補正」令和3年4月試行実施要領

1. 試行対象工事

本試行にあたっては、下記（１）～（３）に該当する場合、試行対象工事とする。
ただし、建築工事は対象外とする。

（１）適用範囲

- ・令和3年4月1日以降に入札公告となる工事
- ・発注者が、当初設計書作成時に試行対象として選定したものに特記仕様書を添付して発注。

（２）対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事。
- ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

（３）受注者希望型

受注者が試行の実施を希望する場合、2. 試行の流れにより実施する。希望しない場合は本要領によらず、通常どおり施工することとする。

2. 試行の流れ

【発注時】

（１）特記仕様書

発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に特記仕様書を添付する。

【契約後から現場完了まで】

（２）打合せ簿・施工計画書

受注者は、契約後速やかに打合せ簿により監督員と協議を行うこととする。

また、協議が整い次第に施工計画書（設計額 500 万円未満の工事においては、総括報告表）に、工事期間中における気温の計測方法、計測結果の報告方法及び現場で実施予定の熱中症予防対策項目を記載する。

（３）計測方法

計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いるものとする。

（４）完了後報告

受注者は、現場完了後、施工計画書に基づき、気温等の計測結果報告書（様式1）及び熱中症予防対策実績報告書（様式2）を発注者へ速やかに提出する。

3. 積算方法

(1) 設計変更

発注者は、受注者より提出された計測結果の資料を基に、以下の積算方法により設計変更する。

《積算方法》

真夏日率※1 = 工期期間中の真夏日※2 ÷ 工期※3

補正值 (%) ※4 = 真夏日率 × 補正係数※5

現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数※6) + 補正值}

※1 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は真夏日に含まないものとする。

※3 工期とは、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

※4 補正值は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

※5 補正係数は、1.2とする。

※6 ここでいう補正係数とは、施工地域区分による補正係数のことである

4. アンケートの実施

受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行を実施した工事について、アンケートを入力し、監督員に電子データを提出する。